

更新情報

建設現場従事者のための産業廃棄物等取扱ルール

● は第2刷にて修正済

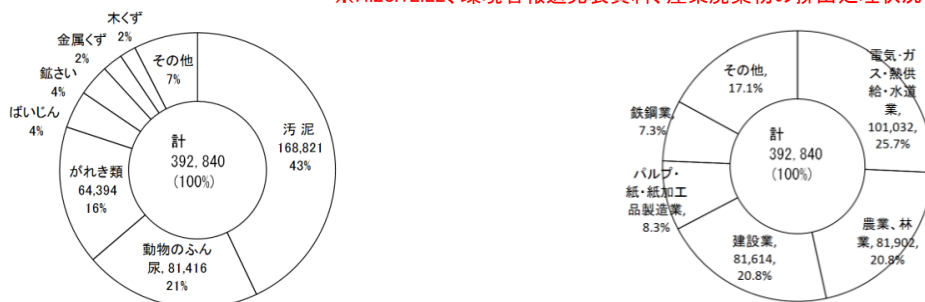
正 誤

- 20p: 表(建設廃棄物の種類と品目例)
ガラスくず、コンクリートくず...及び陶磁器 ⇒ ガラスくず、コンクリートくず...及び陶磁器くず
- 26p: 表(設置許可を要する産業廃棄物処理施設)
第3号、第5号、第13号の2:処理能力:200kg/時間を超える ⇒ 処理能力:200kg/時間以上
- 64p、8行: 日本環境安全事業(株)(JESCO) ⇒ 中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)
- 122p、11行: 汚染土壌の運搬に関するガイドライン・3.13 運搬の受託禁止 ⇒ 3.13 運搬の委託禁止

更新情報

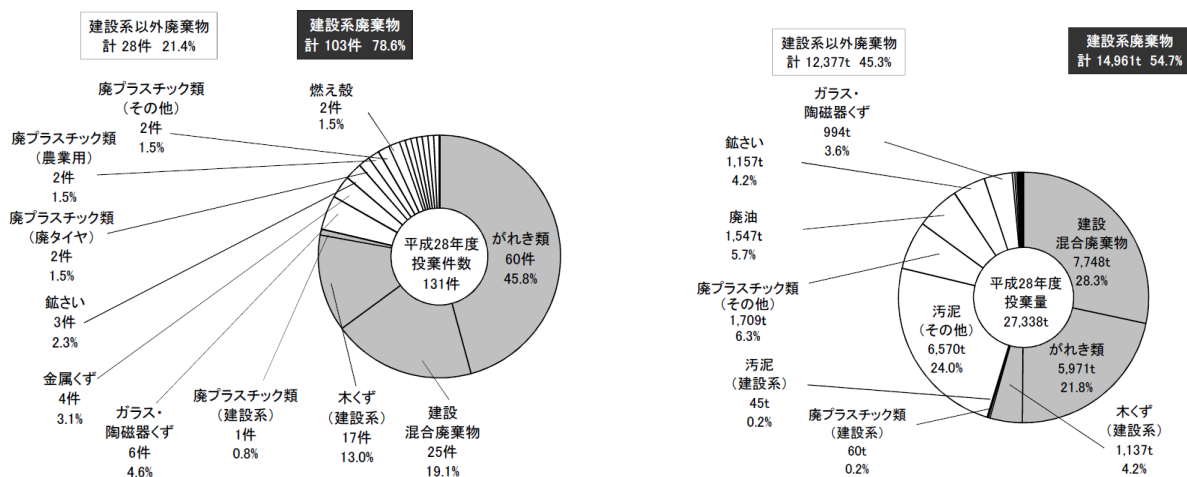
- 4p: (1) 産業廃棄物の排出量 (平成26年度、環境省)

※H.28.12.22、環境省報道発表資料、産業廃棄物の排出処理状況等(平成26年度実績)について



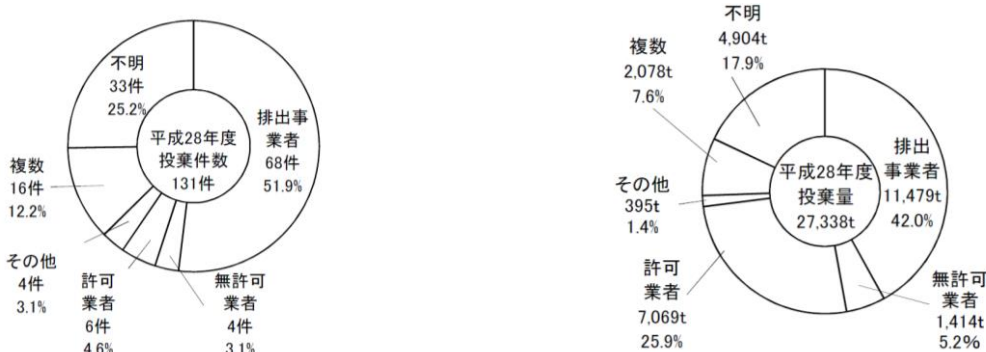
- 5p: (3) 産業廃棄物の不法投棄件数と投棄量 (平成28年度、環境省)

※H.29.12.22、環境省報道発表資料、産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成28年度)について

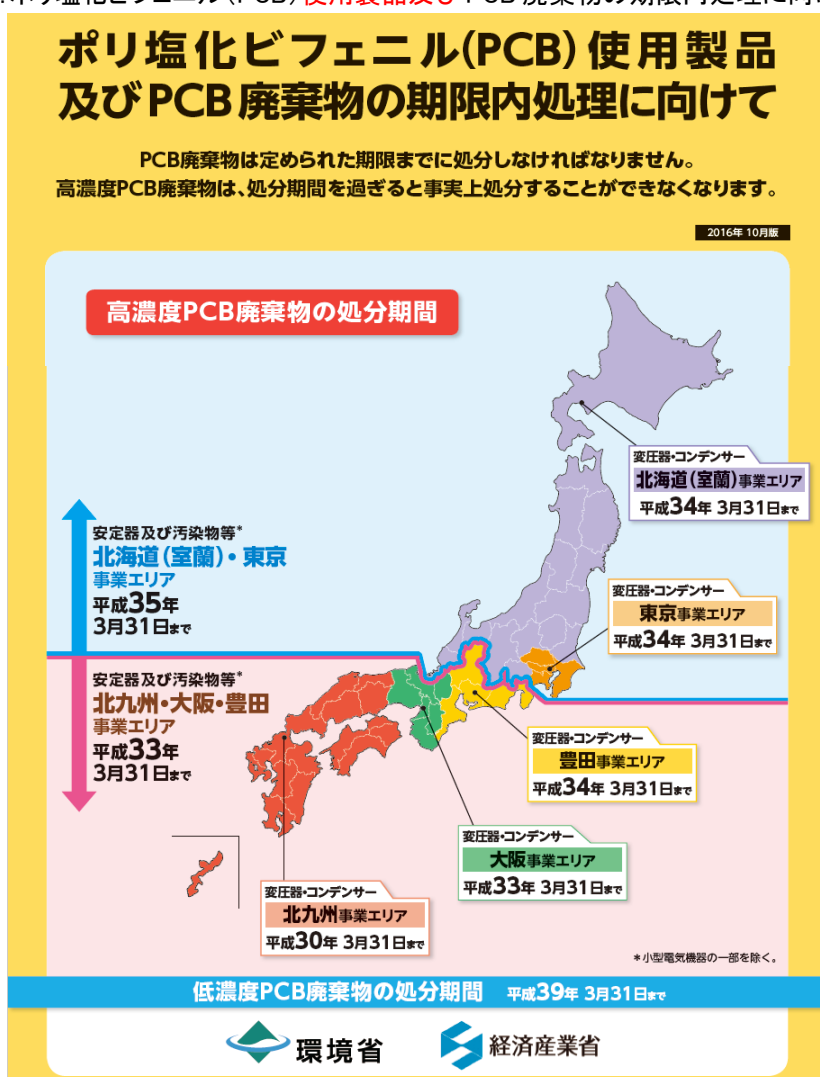


- 5p: (4) 産業廃棄物の不法投棄実行者の内訳 (平成28年度、環境省)

※H.29.12.22、環境省報道発表資料、産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成27年度)について



- 24p: (1)産業廃棄物の保管
以下を追記
* 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物などが含まれる場合は、産業廃棄物の種類欄にこの旨を記載しなければなりません。(施行：平成 29 年 10 月 1 日)
- 30p: (3)委託契約の締結、委託契約書への記載事項
・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨 (施行：平成 29 年 10 月 1 日)
- 32p: 建設廃棄物処理委託契約書の様式改訂 (水銀使用製品産業廃棄物を追加) (H. 29. 12)
- 36p: 建設系廃棄物マニフェストの様式改訂 (水銀使用製品産業廃棄物を追加) (H. 29. 12)
- 48p、52p、66p、67p: 【出典:建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い、平成 28 年 4 月】
- 65p: 【出典:ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて、環境省、平成 29 年 3 月】



- 73p: (産業廃棄物を所管する都道府県政令市) 八戸市(固有番号122)を追加 (H.29.1.1)
- 88p: 建設リサイクル法、(3)解体工事業、①解体工事業者の登録
土木工事業、建築工事業またはとび・土工工事業の許可を受けた建設業者は登録の必要はありません。
⇒ 土木工事業、建築工事業または解体工事業の許可を受けた建設業者は登録の必要はありません。
- 98p: (《埼玉県土砂条例に基づく手続きについて》、窓口)
さいたま市、川越市、越谷市、桶川市、毛呂山町及び⇒ さいたま市、川越市、越谷市、桶川市、毛呂山町、嵐山町及び

- 104p: 広域認定制度メーカー一覧((一社)日本建設業連合会HP)に(株)日本アクアの発泡ウレタンが追加(H.29.11)
<http://www.nikkenren.com/kankyou/kouiki/index.html>

- 107p: (土壌汚染対策法、特定有害物質) クロロエチレンを追加 (H.29.4.1 施行)

分類	特定有害物質の種類	指定基準及び地下水基準			措置の選択の指標
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002以下	—	0.002以下	0.02以下
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.002以下	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.004以下	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	0.1以下	1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.04以下	0.4以下
	1,3-ジクロロプロパン	0.002以下	—	0.002以下	0.02以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.02以下	0.2以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.01以下	0.1以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	1以下	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.006以下	0.06以下
	トリクロロエチレン	0.03以下	—	0.03以下	0.3以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.01以下	0.1以下
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
六価クロム化合物		0.05以下	250以下	0.05以下	1.5以下
シアン化合物		不検出	遊離CN:50以下	不検出	1以下
水銀及びその化合物		水銀:0.0005以下 別加水銀不検出	15以下	水銀:0.0005以下 別加水銀不検出	水銀:0.005以下 別加水銀不検出
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下
砒素及びその化合物		0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下
碲素及びその化合物		0.8以下	4,000以下	0.8以下	24以下
ほう素及びその化合物		1以下	4,000以下	1以下	30以下
シマジン		0.003以下	—	0.003以下	0.03以下
チオベンカルブ		0.02以下	—	0.02以下	0.2以下
チウラム	0.006以下	—	0.006以下	0.06以下	
第三種特定有害物質 (燐系 PCB)	ポリ塩化ビフェニル	不検出	—	不検出	0.003以下
	有機りん化合物	不検出	—	不検出	1以下

- 地下水基準：地下水汚染の判定基準（規則別表第1）
- 要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）：都道府県知事等が要措置区域または形質変更時届出区域として指定する際の基準
- 土壌溶出量基準：地下水経由の摂取による観点から定められた基準（規則別表第3）
- 土壌含有量基準：汚染された土壌の直接摂取による観点から定められた基準（規則別表第4）
- 第二溶出量基準：措置の選択または決定の判断を行う観点からの指標（規則別表第2）
- 不検出：調査・措置ガイドラインAppendix15参照

- 125p: (土壌汚染対策法、管理票の記入例) 特定有害物質にクロロエチレンを追加 (H. 29. 4. 1 施行)

様式第十九 (第六十七条第二項関係)

管理票		整理番号
氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名 環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎 〒100-0000 東京都千代田区農×園〇〇-〇〇 〇×ビル23F TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000	氏名又は名称 株式会社土壌運搬 〒100-0000 東京都千代田区鍛冶町 〇-〇-〇 ××ビル3F TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000	氏名又は名称 浄化リサイクル株式会社 鶴岡工場 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町 0000-00 TEL0235-00-0000 FAX0235-00-0000
住所及び連絡先 〒100-0000 東京都千代田区農×園〇〇-〇〇 〇×ビル23F TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000	住所及び連絡先 〒100-0000 東京都千代田区鍛冶町 〇-〇-〇 ××ビル3F TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000	住所及び連絡先 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町 0000-00 TEL0235-00-0000 FAX0235-00-0000
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)	汚染土壌の汚染 フレキシブルコンテナ (内袋あり)	汚染土壌の体積 6 m ³
要措置区域等の所在地 〒163-0000 東京都新宿区〇-〇-〇 △▲工業 新宿事業所	自動車等の番号及び運搬担当者の氏名 自動車等の番号 足立 100 あ 00-00 担当者氏名 株式会社土壌運搬 道野 通	運搬区間 要措置区域 (新宿区〇〇) ↓ 東京埠頭 (東京都江東区〇×町) 東京埠頭 (東京都江東区〇×町)
積替え又は保管場所 <input checked="" type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所 〒100-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 東京埠頭(株) TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000	自動車等の番号 JP-ABC-12345-D404 担当者氏名 日本海運株式会社 海野 波	運搬区間 ↓ 青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町) 青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町)
積替え又は保管場所 <input type="checkbox"/> 積替え場所 <input checked="" type="checkbox"/> 保管場所 〒030-0000 青森県青森市〇△町〇〇-〇 青森埠頭倉庫(株) TEL017-000-0000 FAX017-000-0000	自動車等の番号 青森 100 あ 00-00 担当者氏名 東北運送株式会社 坂田 昇	運搬区間 ↓ 青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町) 浄化リサイクル(株)鶴岡工場 (山形県鶴岡市〇〇町)
汚染土壌処理施設の名称及び所在地 名称 浄化リサイクル(株)鶴岡工場 所在地 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 許可番号 第 0581000003 号	引渡しを受けた者の氏名 引渡した者の氏名 引渡した者の氏名 引渡した者の氏名	引渡しを受けた者の氏名 引渡した者の氏名 引渡した者の氏名 引渡した者の氏名
引渡しを受けた者の氏名 引渡した者の氏名 引渡した者の氏名 引渡した者の氏名	引渡した者の氏名 引渡した者の氏名 引渡した者の氏名 引渡した者の氏名	引渡した者の氏名 引渡した者の氏名 引渡した者の氏名 引渡した者の氏名
引渡した者の氏名 引渡した者の氏名 引渡した者の氏名 引渡した者の氏名	引渡した者の氏名 引渡した者の氏名 引渡した者の氏名 引渡した者の氏名	引渡した者の氏名 引渡した者の氏名 引渡した者の氏名 引渡した者の氏名

青色が管理票交付者、赤色が運搬受託者(運搬担当者)、オレンジ色が処理受託者の記入事項
 (出典：搬出汚染土壌の管理票のしくみ、環境省・(公財)日本環境協会)
<http://www.jeas.or.jp/dojo/business/promote/booklet/04.html>

- 最終ページ (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団の電話番号 03-4355-0155

参考:廃棄物処理法の改正情報(平成 29 年)

● マニフェスト制度の強化 法改正 (公布: H. 29. 6. 16、施行: 公布日から 3 年以内)

○マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化

※現行: 6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金 →改正案: 1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金

○特定の産業廃棄物を多量に排出する場合は電子マニフェストの使用を義務付け

※特定の産業廃棄物: 特別管理産業廃棄物 (廃石綿等、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等) を想定

※多量に排出: 年間 50 トン以上を想定

● 水銀使用製品産業廃棄物についての規制 政省令改正 (施行: H. 29. 10. 1)

○水銀使用製品産業廃棄物: 蛍光灯、HIDランプ、他

○保管: 他の物と混合することのないように、仕切りを設ける (箱などの容器も可)

保管場所掲示板に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを記載

○収集・運搬: 破砕することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分する

○処分: 安定型処分場への埋立禁止

○委託処理

・処理業者の許可の確認: 廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる収集運搬業者・処分業者に委託 (ただし、H. 29. 10. 1時点でこれらの廃棄物を取り扱っている業者は変更許可不要)

・委託契約書: 廃棄物の種類欄 (ガラスくず、金属くず等) に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を記載 (ただし、H. 29. 10. 1以前に契約している契約書については、契約変更等は不要)

・マニフェスト: 廃棄物の種類欄 (ガラスくず、金属くず等) に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を記載、また、その数量を記載

⇒「建設系マニフェスト「水銀使用製品産業廃棄物」の記入のしかた」、建設マニフェスト販売センター

http://mani.gr.jp/wp-content/uploads/2017/09/170919_kinyuu_suiginn.pdf

⇒環境省のリーフレット「水銀廃棄物の適正処理について、新たな対応が必要になります。」

http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/H2906_setsume_i_01.pdf

※建設廃棄物処理委託契約書、建設系廃棄物マニフェストの様式改訂 (水銀使用製品産業廃棄物を追加) (H. 29. 12)

※家庭から生じた蛍光灯、水銀体温計など (一般廃棄物) については、市町村による分別回収の指導に従わなければなりません。